

# 国や地方自治体の主な助成措置

福祉車両を購入する場合や、障がいのある方が運転される場合、国や自治体によってさまざまな減免、助成措置が準備されています。詳しくは各担当窓口までお問い合わせください。

## 税金の優遇制度について

どなたが購入しても  
**消費税がかかりません。**

車両はもちろん、納車までに取り付けられる用品も消費税がかかりません。

- リース契約の場合、消費税は月々のリース料が非課税となります。
- 中古車においても、新車同様の基準で消費税非課税となります。
- 登録などにかかる手数料は課税されます。



内容のご確認：最寄りの税務署または販売会社 (Honda Cars) へ

**エコカー減税も受けられます。**

福祉車両も一定の環境性能(排出ガス、燃費)を満たしていれば、減免措置が受けられます。

- 持込登録車は登録(届出)時の実測値(寸法・重量)によって実際の減税内容が変更になる場合があります。
- 一部エコカー減税対象外の車両があります。



内容のご確認：最寄りの販売会社 (Honda Cars) へ

**自動車税・軽自動車税および環境性能割が減免・適用される場合があります。**

- 適用基準や減免条件などは各自治体によって異なります。
- 内容のご確認：お住まいの地区の税事務所または福祉事務所へ

## 貸付・助成制度について

自動車**購入資金**の貸付・助成

**貸付制度(個人向け)**：お身体の不自由な方が、就労または通勤・通学等の日常生活や社会参加のために必要な自動車を購入する際の資金を貸付。

お問い合わせ先：お住まいの地区の福祉事務所または社会福祉協議会

**助成制度(法人向け)**：お身体の不自由な方が、通勤に必要とする自動車の購入などに際して、事業主に対する資金を助成。

お問い合わせ先：お住まいの地区の高齢・障害者雇用支援センターまたは公共職業安定所

自動車**燃料費**の助成

お身体の不自由な方またはご家族が運転する自家用自動車のガソリン費用の一部を助成。

お問い合わせ先：お住まいの地区の役所または役場の福祉担当課

自動車**改造費**の助成

お身体の不自由な方に対して、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用を助成。

お問い合わせ先：お住まいの地区の役所または役場の福祉担当課

自動車**運転免許取得費用**の貸付・助成

お身体の不自由な方が就労するために自動車運転免許の取得等に必要な知識技能を身に付ける費用を貸付・助成。

お問い合わせ先：お住まいの地区の社会福祉協議会、役所または役場の福祉担当課

## その他の制度について

**駐車禁止規制の適用除外**

お問い合わせ先：お住まいの地区の所轄の警察署

**有料道路の通行料金割引**

お問い合わせ先：お住まいの地区の福祉事務所

**JAF(日本自動車連盟)入会金免除**

**カーフェリー料金の割引**

お問い合わせ先：各カーフェリー会社

**任意保険割引**

お問い合わせ先：各保険会社

**有料駐車場の料金割引**

お問い合わせ先：各駐車場